自ら出資 ともに運営

臨時国会で法案成立へ

協同労働

働く人が自ら出資し、それぞれの意見を反映しながら働く「協同労働」を可能にする「労働者協同組合法案」が、26日召集の臨時国会で全会派賛成で可決、成立する見通しだ。新型コロナウイルスの感染が広がる中、新たな働き方としても期待される。法制化に尽力した二つの団体トップに法案の意義を聞くとともに、今後の展望を探った。

(石川智規、坂田奈央)

人間らしく働く仕組みに

古村伸宏理事長

ふるむら・のぶひろ 1986年、中京大卒業後、日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会センター事業団に加入。2017年から理事長。京都府出身、56歳。

ワーカーズコープ連合会

古村伸宏理事長

コロナ禍で人間の生き方や働き方を問い直す動きが強まる中、労働者協同組合法案が登場することの意義は大きいと思います。その仕事を手にする人や社会にとって、よい仕事とは何か。私たちワーカーズコープ(日本労働者協同組合)連合会は、こう問い続けてきました。

私がこの組合に入った一九八六年は、フリーターや非正規労働が広がり始めた時期。高校や大学を出ても安定した就職先が見つからない若者たちと、商品化だけの仕事をしていました。

彼らはその片隅で「オレは悪くない」と感じながらも、仕事をちゃんとやろうとしない。でこぼこや個性があって最初はうまくいかなかったけど、一緒に仕事し、メシを食いながら、だんだん折り合っていった。その関係づくりの中でやりがいが芽生え、自分の存在価値が感じられました。

草刈りや掃除の職場も経験しながら、仲間と一緒に考え合って仕事をするのも、とても心地よかった。対立や競争ではなく、個性が生かされ、人間らしく働くことができる職場。協同の関係を築き、一人一人が育ち合い、持てる力を発揮できる。そんな協同労働の職場を広げていきたいと強く思いました。

今回の法案が成立すれば、仲間が出資してお互いを生かし合いながら働く組織に、法人格が与えられることになります。取り組む事業は農林業などの一次産業や環境、福祉など、多様な分野で、持続可能な地域づくりにつながることができます。労働者協同組合の考え方や認知度を高め、推進する仲間をつくっていきたいと思います。

特に、若い人たちがこの仕組みを使うことを楽しみにしています。今までは学生がベンチャーやNPOを設立することもあったけれど、これからは労働者協同組合という選択肢ができる。国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」に絡み気候問題を良い意味で利用しながら、地域に役立つことを生きがいとする人たちもいます。労働者協同組合法案は労働者としての立場を守るために雇用契約を結ぶことが求められていますが、こうした仲間にとって雇用契約を結び働くことは条件的に難しいことです。

欧米ではこれらボランティア事業も協同組合として位置付ける仕組みが整備されているのに、日本はずいぶんと遅れている。ただ、その仕組みは今回の法律があって、次に目指せることだと考えています。

企業に雇われて働くというのが当たり前という意識が強い中、まず協同労働という働き方が広がる機会になればと期待します。

雇わず雇われない働き方

ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン

藤井恵里代表

ふじい・えり 河合塾愛知名古屋外国語専門学校卒。1989年生活クラブ生活協同組合に加入。2018年からワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン代表。岐阜県笠松町出身、58歳。

この法律の最初にある法律の目的を記した文は「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して持続可能な地域社会の実現に資する」と書かれています。鳥肌が立ちました。私たちは一人一人が平等な権利と責任を持ち、誰も置わず、誰にも雇われない働き方をしながら地域社会への貢献を目指す活動をしています。介護事業や家事援助、子育て支援などに取り組む仲間も多いですが、組合員は働きにくさがあっても配慮し合い、違いを認め合って働く。理事長も二つの役割としてみんなで代わり合う。協同労働の働き方です。

今はNPO法人として活動している仲間が多いですが、コロナ禍で事業が厳しいところもあり、一部の地域カフェは開店休業状態に陥りました。家賃や固定費の支払いにも困窮する中、一つの事業にとどまらず多角的に運営することは必要があります。しかしNPOでは出資できず、自分たちで新しい事業をつくり出すのは困難です。

今回の法律で認められる「労働者協同組合」になれば、メンバーが出資し合い、より広い事業を展開できるようになります。今ある法人格の中で、私たちに一番合う形態がんじゃないかと考えます。

たちワーカーズ・コレクティブのメンバーの中には、八十歳以上でお金を稼いで食べるのにする目的もあり、住民がお金を出し合って労働者協組を立ち上げ、地域の問題を解決していきます。

Q 現状、こういう働き方はできないのですか。

A 現行法では、労働者協組のような法人形態は存在しません。似た組織として企業組合やNPO法人があります。ただし、企業組合は組合員が自ら出資・運営はできますが、設立時に都道府県知事の認可が必要。NPO法人は、働く人の出資が認められず、事業も福祉や観光振興など二十分野に限られます。

Q 逆に、協同労働で心配なことはありますか。

A トップの人選や給与など、あらゆることを働く人たちが話し合って決めるので、意思決定に手間がかかる側面はありそうです。ただ、そうした議論の過程こそ大切でもあります。事業を採算ベースに乗せられるかも重要な問題です。

Q 労働者協組は簡単に設立できるのですか。

A 三人以上の発起人がいれば、官庁の認可などは不要です。

Q なぜこうした働き方が必要とされたのですか。

A 現代社会で働く人たちは、能力を生かして楽しく働けているのか。地域で必要とされる仕事をしているのか―という問題意識からです。一九九〇年代から法制化の取り組みが続けられてきました。新型コロナウイルスの影響で廃業や雇い止めが増え、将来不安が増す今、労働者協組によって「よい仕事」が生み出され、生き生きと働く人が増えることが期待されます。

地域社会の問題解決にも挑む

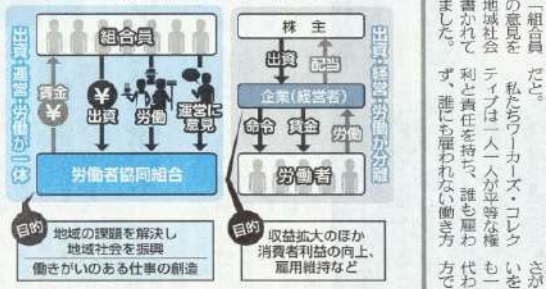

―の三原則を定めました。

低賃金労働を防ぐため、労働者協組と組合員が労働契約を結ぶことや、組合員の出資口数にかかわらず議決権や選挙権を平等とすることも定めています。

Q 誰かに雇われずに主体的に働くことで、働きがいを感じられそうですね。

A そこが大きな狙いです。地域社会をより良いものにする可能性もあり、注目しています。

Q&A

労働者協同組合法案が成立すれば、どんな働き方ができるようになるのでしょうか。(坂田奈央)

Q 協同労働とは。

A 一般的な会社は、企業の命令に基づいて働き、経営に関与しません。出資者は株主で、企業は株主への配当も重要な経営目標とします。これに対して協同労働は、働く人一人一人が出資して「労働者協同組合」をつくり、働く人の意見を運営に反映させます。法案では①組合員が出資②組合員の意見を反映③組合員が組合の事業に従事

労働者協同組合法案の要旨

労働者協同組合法案の要旨は次の通り。

【目的】

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業が行われ、組合員自ら事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他の事項を定める。多様な就労の機会創出を促進し、地域の需要に応じた事業を促進する。

【労働者協同組合】

基本原理を通じ、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する目的のものでなければならない。

組合員と労働契約を締結しなければならない。

組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等。

営利を目的に事業を行ってはならない。

特定の政党のために利用してはならない。

労働者派遣事業を行うことができない。

組合の設立は準則主義(官庁の認可は不要)。

3人以上の発起人を要する。

役員として理事3人以上及び監事1人以上を置く。

毎年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければならない。

毎年度の剰余金の20分の1以上を就労創出等積立金として積み立てなければならない。

組合員の知識向上のため、毎年度の剰余金の20分の1以上を教育繰越金として翌年度に繰り越さなければならない。

【その他】

法律は一部を除き、公布後2年以内に施行する。

施行の際、現存する企業組合またはNPO法人は、施行後3年以内に、総会の議決により組織を変更し、組合になることができる。